

補助金調書

補助金名	レンタサイクル導入等支援補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課 (TEL092-711-4984)
交 付 先	☐ 個人	民間事業者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期	R5年度に公募済み		
(公募の場合) 応募要件	レンタサイクルの新規実施または事業拡大、観光客の利用促進等に係る事業で、自転車の貸出・返却(乗り捨て)等を面的に実施するもので、主たる実施場所が志賀島または北崎エリアであるもの。 各エリアにおいて、補助事業者が核となり、エリアの施設の協力を得ながら貸出・返却(乗り捨て)スポットを増やし(複数のポート設置、貸出・返却の仕組みの構築等を行うことで)、観光客のレンタサイクルの利便性の向上と利用促進につながるようなもの。 ※R5年度に公募にて決定した事業者をR6年度も引き続き補助金の交付対象としている。				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	2023	年度	経過年数	2	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	福岡市においてレンタサイクルによる、地域の市民生活や自然環境と調和した持続可能な観光振興を目的とし、そのために必要な環境整備(レンタサイクルの購入)等、事業の実施において必要な経費の補助を行うものとする。				
補助金の終期	2024	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 貸出用自転車等の備品購入費、自転車の駐輪場所を造成するため等の工事請負費、利用促進のための広告宣伝費、機材のリースなどの使用料や委託料、そのほか必要経費。 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、補助事業者あたり2,500,000円を補助上限額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。(ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする)			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	件	件	
	5,000 千円	4,767 千円	千円	千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	電動アシスト自転車やジュニア用自転車、ロードバイクなどの貸出用自転車の購入や、自転車保管場所の設置、自転車運搬用の自動車の購入、サイクリングマップの作成(日本語版・英語版)、宣伝用のポスター・チラシの作成、貸出用決済システムの改修等を実施				
補助金交付 による効果	電動アシスト付き自転車やジュニア用自転車など貸出用自転車の種類を増やすことで、利用者のニーズに幅広く対応できるようになったとともに、保管場所の設置により稼働率を上げることが可能になった。また、自転車運搬用の自動車の購入によりレンタサイクルポート間の調整もより円滑にできるようになった。またサイクリングマップの英語版を作成することにより、インバウンド向けにレンタサイクルの宣伝効果も見込めるようになった。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。